

2月11日を建国記念日（国民の祝日）とした事に反対の声明

前文

昭和42年1月6日、事務所礼拝の席上で、「2月11日の建国記念日を国民の祝日として認めるか否か」がとりあげられた。以来数回にわたり職員全員による意見の交換がなされ、またこれに関するアンケートをとりかわした。その結果、多生の見解の相違はあったが、「2月11日の建国記念日を国民の祝日として認めがたい」ことに意見の一致をみた。ここに以下の声明文を公にする。

声明文

国民の祝日に関する法律第2条に規定する建国記念日は「建国記念日の日となる日を定める政令」によって2月11日と決定したが、以下の理由によってこれを認めず、休日を返上し平常勤務することを通してその意志を表明する。

理由

- 1, 神社神道の一祭日である2月11日を国民の祝日とした事は、どのような釈明がなされるにせよ、憲法第19条及び第20条の「思想及び良心の自由」「信教の自由」を犯すものである。
- 2, 決定の直前に至るまで国民の与論を二分した2月11日を、建国記念日と決定した事は「国民こぞって祝い、感謝し、または記念する」とある「国民祝日に関する法律」の精神に明白に違反するものである。
- 3, 日本の現状では建国の理念が不明確であり、かつ2月11日を建国記念日とする事には全国民の支持を得るにたる明白な歴史的根拠を持たない。

昭和42年1月20日

日本バプテスト連盟事務所 全体職員会